

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県鳴門市撫養町岡崎字二等道路西八六番地、最後の住所不明

被相続人 亡 中島 イノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月七日

徳島県鳴門市撫養町林崎字北殿町九一番地一

相続財産清算人 弁護士 泉 智之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県三豊市三野町大見甲一八六七番地、最後の住所香川県三豊市三野町大見甲一八六七番地 被相続人 亡 大平 健

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月七日

香川県高松市松縄町一〇二二番地八

相続財産清算人 司法書士 杉山 寛樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県宇陀市榛原榛見が丘二丁目七番地三、最後の住所福岡県福岡市中央区鳥飼二丁目五番六四〇八号グ راشシア大塚

被相続人 亡 土橋 祐太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月七日

福岡県福岡市博多区竹丘町二一三一九楓通り筑紫式番館三階H

相続財産清算人 弁護士 岡部 信政

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎市恒久二丁目七番地二、最後の住所宮崎県宮崎市大塚台西三丁目一番地三市住二一五 被相続人 亡 松田 美香

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月七日

石川県金沢市大手町二番二五号 レジデンス

相続財産清算人 弁護士 多賀 秀典

令和八年八月七日

宮崎県宮崎市宮田町一一番二四号黒木ビル二階 黒木昭秀法律事務所

相続財産清算人 弁護士 黒木 昭秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県南さつま市金峰町宮崎四二七一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 橋口エキ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月七日

鹿児島県南さつま市加世田川畑三四二七番地六

相続財産清算人 司法書士 鎌田 哲也

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

対象土地 千葉県富里市十倉字高田八九〇四番一

供託所 千葉地方方法務局佐倉支局

供託番号 令和八年度金第一四〇号

供託金額 八七、七八二円

裁判所 千葉地方裁判所佐倉支部

事件名 所有者不明土地管理命令申立事件

事件番号 令和七年(チ)第五号

令和八年八月七日

千葉県千葉市中央区中央三一九エレル千葉中央ビル六階 千葉のぞみ総合法律事務所

所有者不明土地管理人 弁護士 生稲めぐみ

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

対象土地 石川県羽咋郡志賀町富来領家町口三七番一(亡高橋幸成相続財産持分二分の一)

供託所 金沢地方方法務局七尾支局

供託番号 令和八年度金第三十一号

供託金額 二三四、六七五円

裁判所 金沢地方裁判所七尾支部

事件名 所有者不明土地管理命令申立事件

事件番号 令和七年(チ)第三十六号

令和八年八月七日

石川県金沢市大手町二番二五号 レジデンス

相続財産清算人 弁護士 多賀 秀典

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

対象土地 沖縄県国頭郡国頭村字奥間鏡地原八九六番

供託所 那覇地方方法務局名護支局

供託番号 令和八年度金第七〇号

供託金額 六七四、六六〇円

裁判所 那覇地方裁判所名護支部

事件名 所有者不明土地管理命令申立事件

事件番号 令和八年(チ)第一号

令和八年八月七日

沖縄県名護市大南二丁目二番一五号ジヨ

イフルT H一階

所有者不明土地管理人 儀保 唯

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

対象土地 沖縄県国頭郡国頭村字奥間鏡地原八九六番

供託所 那覇地方方法務局名護支局

供託番号 令和八年度金第七一号

供託金額 三三四、〇五六円

裁判所 那覇地方裁判所名護支部

事件名 所有者不明土地管理命令申立事件

事件番号 令和五年(チ)第一号

令和八年八月七日

沖縄県名護市大南二丁目二番一五号ジヨ

イフルT H一階

所有者不明土地管理人 儀保 唯

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

令和八年八月七日

一 墳墓等所在地 広島市西区三滝本町二丁目官

有無番地

一 墳墓等の名称 三滝墓園

一 死亡者の本籍及び氏名 ①三宅家之墓 いずれも本籍不詳 三宅カヲヨ、三宅音一、三宅一夫、三宅清美 ②南無阿弥陀佛 池田 全て不詳

③俱會一處 平下家 いずれも本籍不詳 平下博、平下新太郎、平下ハマノ、平下紀子、平下理一郎

一 改葬を行うとする者 広島市中区舟入幸町二番一〇二二番一 報恩寺 代表役員 久保田晃裕

連絡先 〇八二二二九四一九三九二

(仮称) 大関山風力発電事業の廃止に関する公告

環境影響評価法(平成九年法律第八十一号。以下「法」という。)第三十条第一項の規定に基づき次のとおり公告いたします。

一、事業者の氏名及び住所(法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社

代表取締役 小野田 泰

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズJPタワー

二、対象事業の名称、種類及び規模 (仮称) 大関山風力発電事業

風力発電事業(陸上)

発電設備出力 最大六万三千キロワット

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

第4期決算公告 令和8年6月4日 福島県双葉郡浪江町権現堂字上蔵役目34番地 アクアコネクとなみえ株式会社 代表取締役 増井 俊輔 貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科	目	金 額(千円)
資産部	流動資産	24,472
	固定資産	902,771
	資産合計	927,243
負債純資産及び部	流動負債	28,763
	固定負債	934,898
	資本	△36,418
	剰余金	10,000
	利益剰余金	△46,418
	その他利益剰余金(うち当期純損失)	△46,418 (24,407)
負債・純資産合計		927,243

ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社 代表取締役 小野田 泰